

捕獲等事業評価シート
様式

(新潟県環境局環境対策課)

STEP 1 予定通りの作業ができたか、効率的な捕獲ができたか評価する。

■ 事業概要

事業実施地域	上越地域（妙高市一円） 中越地域（十日町市一円、津南町一円） 下越地域（村上市一円） ※上越地域及び中越地域は令和6年度にツキノワグマによる人身被害が発生した地域であるため実施。下越地域は令和6年8月下旬～令和7年1月10日まで、ツキノワグマによる人身被害の発生を抑制することを目的に、「令和6年度クマ緊急出没対応事業（試験捕獲）」（環境省施行委任事業）による捕獲を実施しており、当該事業の終了後も下越地域での継続的な捕獲を行うため、1月11日から実施。
事業主体	新潟県環境局環境対策課
事業実施期間	令和6年11月15日～令和7年3月24日（上越地域及び中越地域） 令和7年1月10日～令和7年3月24日（下越地域）
捕獲手法	銃猟（巻狩りまたは忍び猟）及びわな猟
事業メニュー	クマ類総合対策事業 ②クマ類の捕獲等
事業費	3,998,500円

■ 事業の評価

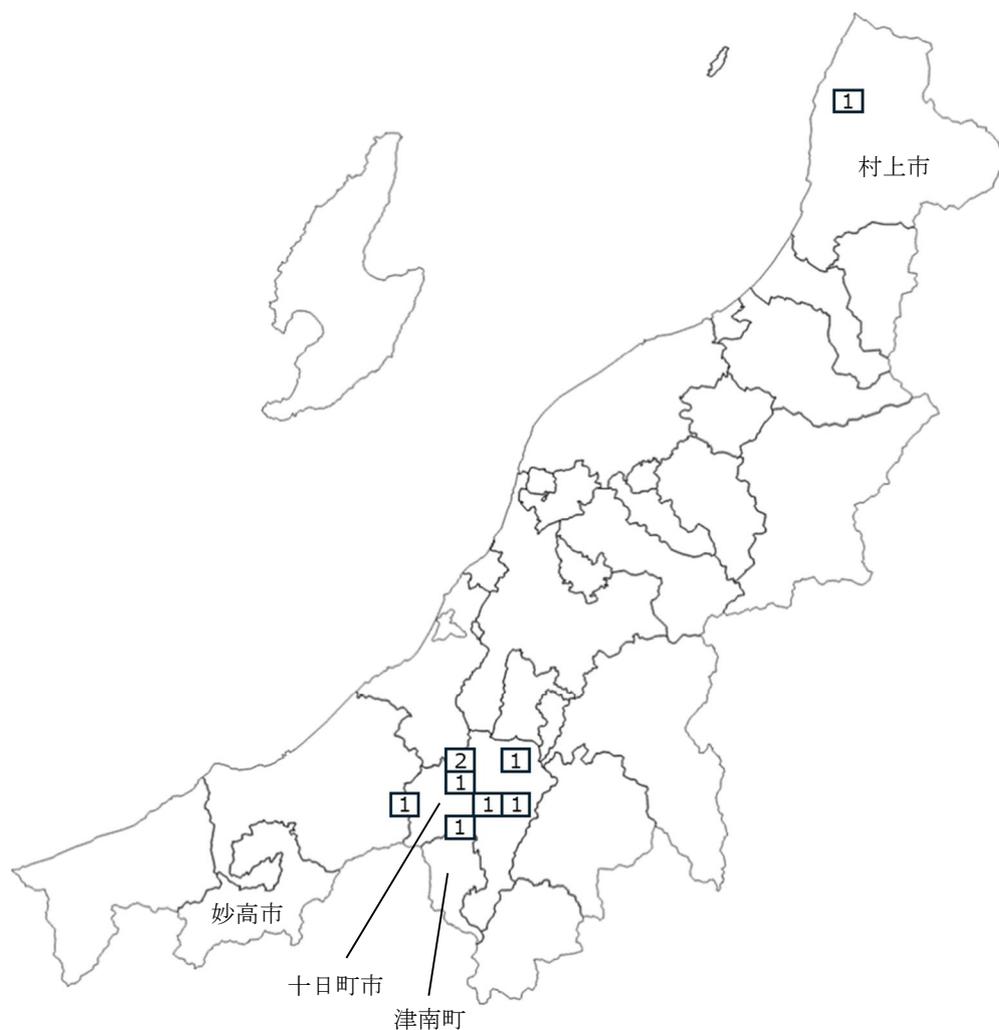
評価項目	当初予定	実績	評価
捕獲目標	合計20頭 （上越地域3頭、中越地域15頭、下越地域2頭）	合計9頭 銃：2頭 箱わな：7頭 （上越地域0頭、中越地域8頭、下越地域1頭）	捕獲目標の達成率は45%であった。堅果類の豊凶状況や冬眠により秋以降の出没が少なかったことや、事業実施期間中の豪雪で積雪が多く出猟できない期間があったことなどから、目標の達成に至らなかった。
捕獲作業量	銃：40人日 箱わな：60基日	銃：60人日 箱わな：188基日	出没が少なかった上越地域及び下越地域で、予定よりも多くの作業量を要した。
効率的な捕獲	銃：0.25頭/人日 箱わな：0.16頭/基日	銃：0.033頭/人日 箱わな：0.037頭/基日	堅果類の豊凶状況や冬眠により秋以降の出没が少なかったことや、事業実施期間中の豪雪で積雪が多く出猟期間が限られたことにより捕獲頭数が伸びず、効率が予定よりも低かった。
事業に要した人員数	70人日	142.5人日	目標達成のため予定よりも多く人員数を投じて作業を実施した。従事者1人当たりの捕獲数は0.042頭であった。

安全管理体制	指定管理鳥獣捕獲等事業計画として提出	提出した計画に沿って作業を行った。人身事故やその他の事故は発生しなかった。	安全に予定通りの計画で事業は遂行された。
捕獲個体の処分方法	指定管理鳥獣捕獲等事業計画に記載したとおり、自家消費及び埋設・焼却等により適切に処分	提出した計画に沿って作業を行った。	予定通りの計画で事業は遂行された。
環境への影響への配慮	非鉛製銃弾の使用に努め、非鉛製銃弾を使用できない場合は、鳥類の鉛中毒を防止するための具体的な措置を講じる	非鉛製銃弾の使用をしなかったが、全弾頭を回収し、鳥類の鉛中毒を防止した。	予定通りの計画で事業は遂行された。
捕獲個体の属性	—	・オス7頭、メス2頭 ・成獣9頭	—

■ 添付図面

5 km メッシュ

メッシュ内の数字は捕獲頭数



ツキノワグマ指定管理捕獲事業捕獲メッシュ

STEP 2 捕獲によって出沒（密度）や被害が減少したかを検証する。

■ 事業実施地域

上越地域（妙高市一円）、中越地域（十日町市一円、津南町一円）、下越地域（村上市一円）

■ 出沒（密度）

評価項目	モニタリング項目・方法・情報																																													
事業実施前もしくは事業開始時・前半	<p>・クマ出沒（目撃・痕跡）件数（令和6年4月～11月）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出沒件数</td> <td>13</td> <td>35</td> <td>41</td> <td>40</td> <td>24</td> <td>18</td> <td>24</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>上越地域</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>中越地域</td> <td>7</td> <td>25</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>16</td> <td>12</td> <td>16</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>下越地域</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>14</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上越地域は妙高市、中越地域は十日町市及び津南町、下越地域は村上市の出沒件数</p>	月	4	5	6	7	8	9	10	11	出沒件数	13	35	41	40	24	18	24	21	上越地域	2	2	5	8	8	2	3	2	中越地域	7	25	18	18	16	12	16	19	下越地域	4	8	18	14	0	4	5	0
月	4	5	6	7	8	9	10	11																																						
出沒件数	13	35	41	40	24	18	24	21																																						
上越地域	2	2	5	8	8	2	3	2																																						
中越地域	7	25	18	18	16	12	16	19																																						
下越地域	4	8	18	14	0	4	5	0																																						
事業実施後もしくは事業終盤・後半	<p>・クマ出沒（目撃・痕跡）件数（令和6年12月～令和7年3月）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>12</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出沒件数</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>上越地域</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>中越地域</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>下越地域</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上越地域は妙高市、中越地域は十日町市及び津南町、下越地域は村上市の出沒件数</p>	月	12	1	2	3	出沒件数	5	0	0	0	上越地域	3	0	0	0	中越地域	2	0	0	0	下越地域	0	0	0	0																				
月	12	1	2	3																																										
出沒件数	5	0	0	0																																										
上越地域	3	0	0	0																																										
中越地域	2	0	0	0																																										
下越地域	0	0	0	0																																										
評価	ツキノワグマの出沒件数は減少した。ただし、クマのエサとなる堅果類の豊凶状況が全県では「不作」であったものの、下越地域など、場所によっては「並作」であったことや、冬眠期に入ったことによる変化の可能性が考えられる。																																													

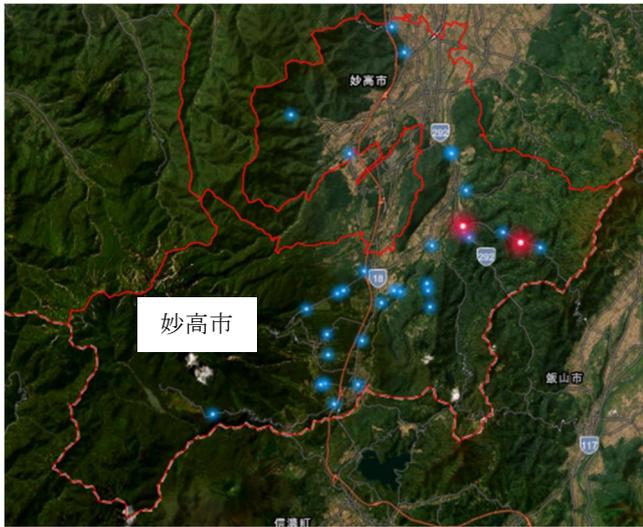
■ 被害

評価項目	モニタリング項目・方法
事業実施前もしくは開始時・前半	<p>【人身被害の発生状況等（令和6年4月～11月）】</p> <p>上越地域：妙高市で8月及び10月に各1件で、合計2件の人身被害が発生 中越地域：津南町で8月及び11月に各1件、十日町市で11月に1件で、合計3件の人身被害が発生 下越地域：村上市では人身被害の発生なかったものの、市街地付近で出沒があり、人身被害発生のおそれがあった。</p>
事業実施後もしくは事業終盤・後半	<p>【人身被害の発生状況等（令和6年12月～令和7年3月）】</p> <p>上越地域（妙高市）、中越地域（津南町、十日町市）、下越地域（村上市）で人身被害の発生はなく、市街地付近での出沒は減少した。 また、中越地域（十日町市）においては、住宅地での出沒通報（柿の被害）を受け設置した箱わなでの捕獲や、11月に発生した人身被害の加害個体の捕獲を行うことができた。</p>
評価	人身被害の防止に向け市街地付近で出沒するツキノワグマの捕獲ができたと考えられるものの、単年度での評価は難しいため、今後も継続して事業を実施し、被害低減効果を評価する。

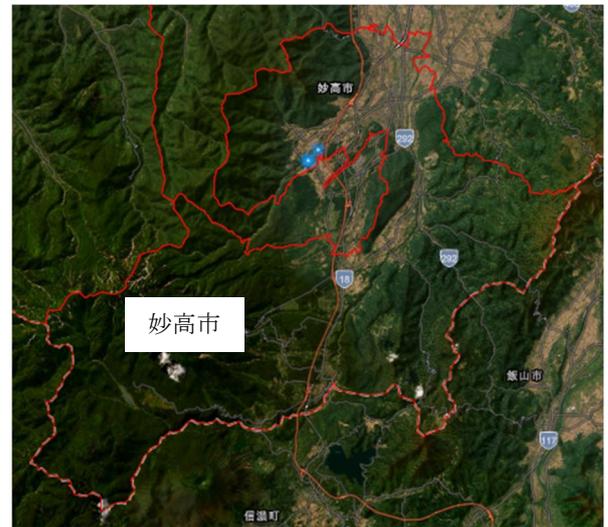
■ 添付図面

● : 出没・痕跡地点

● : 人身被害発生地点

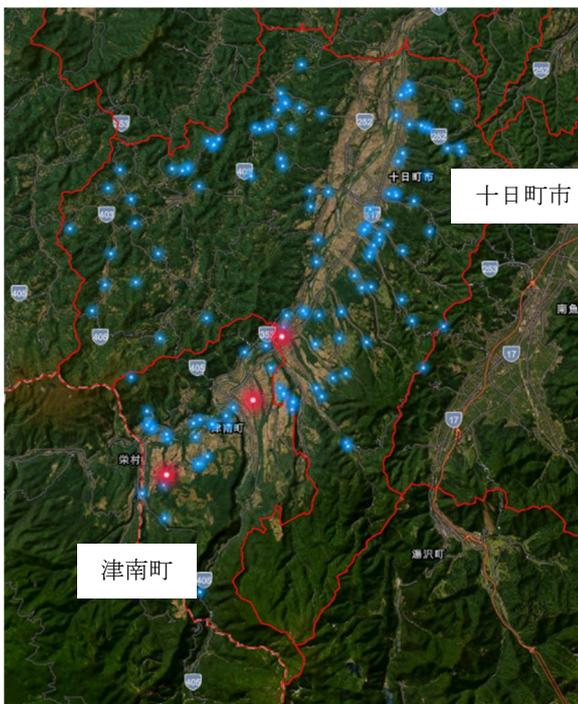


4月～11月

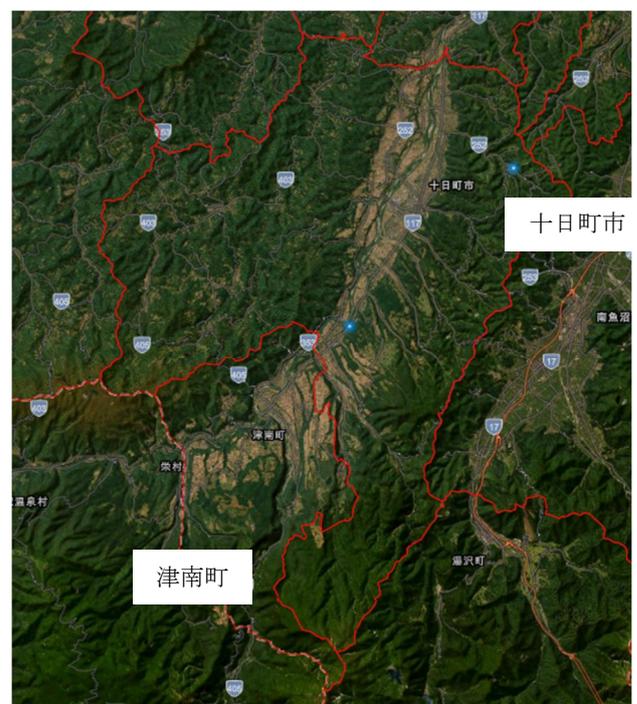


12月～3月

令和6年度 上越地域（妙高市）におけるツキノワグマ（目撃・痕跡）状況



4月～11月



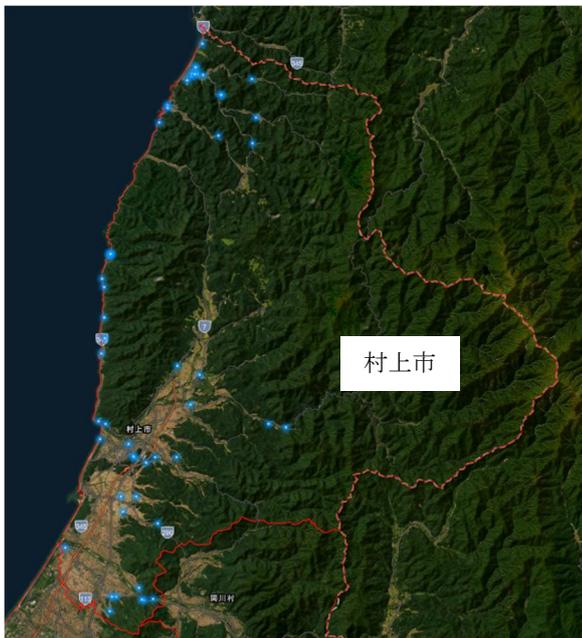
12月～3月

令和6年度 中越地域（津南町、十日町市）におけるツキノワグマ（目撃・痕跡）状況

画像出典：「新潟鳥獣被害対策プラットフォーム (<https://wildlife-pref-niigata.hub.arcgis.com/>)」内の「にいがたクマ出没マップ（過年度データ含む）」の画像を編集し掲載

●: 出没・痕跡地点

●: 人身被害発生地点



4月～11月



12月～3月

令

和6年度 下越地域（村上市）におけるツキノワグマ（目撃・痕跡）状況

画像出典：「新潟鳥獣被害対策プラットフォーム (<https://wildlife-pref-niigata.hub.arcgis.com/>)」内の「にいがたクマ出没マップ（過年度データ含む）」の画像を編集し掲載

STEP 3 評価の結果を踏まえて、次年度事業の捕獲位置・時期・手法・従事者等の見直しを行う。

■ 捕獲等事業に関する評価及び改善点 (STEP 1・2の検証を踏まえて記載する。)

1. 捕獲に関する評価及び改善点*																																											
【目標設定】	<p>評価：</p> <p>ツキノワグマの生息域拡大及び人身被害の防止の観点から、ツキノワグマの出没状況や人身被害の発生状況を踏まえ目標頭数の設定を行った。</p> <p>目標 20 頭に対し、捕獲実績は銃 2 頭、箱わな 7 頭の計 9 頭で目標達成率は 45% であった。地域別では、上越地域 3 頭、中越地域 15 頭、下越地域 2 頭に対し、上越地域 0 頭、中越地域 8 頭 (銃 1 頭、箱わな 7 頭)、下越地域 1 頭 (銃 1 頭) で各地域の目標達成率は上越地域 0 %、中越地域 53%、下越地域 50% であった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>方法</th> <th>捕獲数</th> <th>成獣比 (うち、メス)</th> <th>捕獲作業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全地域合計</td> <td>銃</td> <td>2 頭</td> <td>100% (50.0%)</td> <td>60 人日</td> </tr> <tr> <td>箱わな</td> <td>7 頭</td> <td>100% (14.3%)</td> <td>188 基日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上越地域</td> <td>銃</td> <td>0 頭</td> <td>—</td> <td>17 人日</td> </tr> <tr> <td>箱わな</td> <td>0 頭</td> <td>—</td> <td>66 基日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中越地域</td> <td>銃</td> <td>1 頭</td> <td>100% (0%)</td> <td>16 人日</td> </tr> <tr> <td>箱わな</td> <td>7 頭</td> <td>100% (14.3%)</td> <td>122 基日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">下越地域</td> <td>銃</td> <td>1 頭</td> <td>100% (100%)</td> <td>27 人日</td> </tr> <tr> <td>箱わな*</td> <td>0 頭</td> <td>—</td> <td>0 基日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※冬季 (1月11日から) の事業開始であり、銃猟のみで捕獲を実施</p>	地域	方法	捕獲数	成獣比 (うち、メス)	捕獲作業量	全地域合計	銃	2 頭	100% (50.0%)	60 人日	箱わな	7 頭	100% (14.3%)	188 基日	上越地域	銃	0 頭	—	17 人日	箱わな	0 頭	—	66 基日	中越地域	銃	1 頭	100% (0%)	16 人日	箱わな	7 頭	100% (14.3%)	122 基日	下越地域	銃	1 頭	100% (100%)	27 人日	箱わな*	0 頭	—	0 基日	<p>改善点：</p> <p>次年度も、引き続きツキノワグマの生息域拡大及び人身被害の防止の観点から、ツキノワグマの出没状況や人身被害の発生状況を踏まえ目標頭数の設定を行う。</p> <p>本事業では、銃及び箱わなともに当初予定の捕獲作業量を超えて捕獲を実施したが、目標頭数の捕獲には至らなかった。主に、堅果類の豊凶状況や冬眠により秋以降の出没が少なかったこと、事業実施期間中の豪雪で積雪が多く出猟できない期間があったことが要因と考えられる。</p> <p>令和 6 年度は年度途中にツキノワグマが指定管理鳥獣対策事業の対象となったため事業開始が 11 月となったが、目標達成に向けて、次年度は、事業開始時期を早めて期間を長く設けることや捕獲作業量の改善を検討することが必要である。</p>
	地域	方法	捕獲数	成獣比 (うち、メス)	捕獲作業量																																						
全地域合計	銃	2 頭	100% (50.0%)	60 人日																																							
	箱わな	7 頭	100% (14.3%)	188 基日																																							
上越地域	銃	0 頭	—	17 人日																																							
	箱わな	0 頭	—	66 基日																																							
中越地域	銃	1 頭	100% (0%)	16 人日																																							
	箱わな	7 頭	100% (14.3%)	122 基日																																							
下越地域	銃	1 頭	100% (100%)	27 人日																																							
	箱わな*	0 頭	—	0 基日																																							
【実施期間】	<p>評価：</p> <p>上越地域及び中越地域は 11 月から事業を実施、また、下越地域は令和 6 年 8 月下旬～令和 7 年 1 月 10 日までツキノワグマによる人身被害の発生を抑制することを目的に、「令和 6 年度クマ緊急出没対応事業 (試験捕獲)」(環境省施行委任事業) による捕獲を実施しており、当該事業の終了後の 1 月 11 日から実施し、目標達成には至らなかった。</p>	<p>改善点：</p> <p>令和 6 年度途中にツキノワグマが指定管理鳥獣対策事業の対象となったため事業開始が 11 月であり、11 月以降は堅果類の豊凶状況や冬眠により出没が少なく、また、2 月は豪雪による積雪が多く出猟できない期間があった。次年度は、これまでの堅果類の豊凶状況の変動傾向から、令和 7 年度は特にブナの凶作・不作が予想されることから、秋季以前からの対策強化を行うため、事業開始時期を早めて期間を長く設けるとともに、捕獲作業量の改善を検討し、目標達成につなげる必要がある。</p>																																									
	<p>【実施位置】</p> <p>評価：</p> <p>ツキノワグマの生息域拡大及び人身被害の防止の観点から令和 6 年度の事業開始までの人身被害発生及びそのおそれの高い地域で事業を実施した。</p>																																										

	<p>改善点： 次年度も、ツキノワグマの生息域拡大及び人身被害の防止の観点からツキノワグマの出没状況や人身被害の発生状況を踏まえ実施地域の選定を行う。</p>															
【捕獲手法】	<p>評価： 銃及び箱わなにより捕獲を実施した。 中越地域での銃の捕獲効率が高かったが、上越地域では捕獲できなかったことから、全体の捕獲効率が低くなった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>銃（捕獲数）</th> <th>箱わな（捕獲数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全地域合計</td> <td>0.033（2頭）</td> <td>0.037（7頭）</td> </tr> <tr> <td>上越地域</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>中越地域</td> <td>0.063（1頭）</td> <td>0.057（7頭）</td> </tr> <tr> <td>下越地域</td> <td>0.037（1頭）</td> <td>—※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※冬季（1月11日から）の事業開始であり、銃猟のみで捕獲を実施 ※単位は、銃：頭/人日、箱わな：頭/基日</p>	地域	銃（捕獲数）	箱わな（捕獲数）	全地域合計	0.033（2頭）	0.037（7頭）	上越地域	0	0	中越地域	0.063（1頭）	0.057（7頭）	下越地域	0.037（1頭）	—※
	地域	銃（捕獲数）	箱わな（捕獲数）													
	全地域合計	0.033（2頭）	0.037（7頭）													
	上越地域	0	0													
中越地域	0.063（1頭）	0.057（7頭）														
下越地域	0.037（1頭）	—※														
<p>改善点： 次年度は、本事業の捕獲状況、捕獲数、捕獲効率を踏まえ、実施時期や実施場所に合わせて効果の高い捕獲手法を選定し、目標達成を目指す必要がある。</p>																
<p>評価： 捕獲コストは約444千円/頭であった。 なお、実施時期や実施場所等により捕獲のための事前準備、移動コスト等が異なることから、捕獲手法別でのコスト算出ではなく、捕獲頭数/事業費により本事業における1頭当たりの捕獲コストを算出した。</p>																
<p>改善点： 次年度は、事業開始時期を早めて期間を長く設けることや捕獲作業量の改善を検討するとともに、本事業の捕獲状況、捕獲数、捕獲効率を踏まえ、実施時期や実施場所に合わせて効果の高い捕獲手法を選定し、捕獲コストの低減につなげる必要がある。</p>																
2. 体制整備に関する評価及び改善点																
【実施体制】	<p>評価： 銃猟は2名以上で実施し安全に配慮した。</p>															
	<p>改善点： 引き続き、安全に配慮した体制を構築する。</p>															
【個体処分】	<p>評価： 捕獲個体は自家消費及び埋設・焼却等により適切に処分した。</p>															
	<p>改善点： 引き続き、適切な処分を行う。</p>															
【環境配慮】	<p>評価： 非鉛製銃弾の使用に努め、非鉛製銃弾を使用できない場合は、鳥類の鉛中毒を防止するための具体的な措置を講じるよう求め、非鉛製銃弾の使用をしなかったが、全弾頭を回収し、鳥類の鉛中毒を防止した。</p>															
	<p>改善点： 引き続き、非鉛製銃弾の使用を促し、非鉛製銃弾を使用できない場合は、鳥類の鉛中毒を防止するための具体的な措置を講じるよう求める。</p>															
【安全管理】	<p>評価： 実施計画、安全管理規定に基づき、事故防止の徹底を図った結果、苦情や人身事故等の重大事故は発生しなかった。</p>															
	<p>改善点： 引き続き、安全管理規定の遵守を徹底する。</p>															

<p>3. その他の事項に関する評価及び改善点 関係法令を遵守し適切に事業を実施した。</p>
<p>4. 全体評価</p> <p>ツキノワグマの生息域拡大及び人身被害の防止の観点から、ツキノワグマの出没状況や人身被害の発生状況を踏まえ捕獲頭数の目標設定を行い、事業を実施した。</p> <p>中越地域（十日町市）においては、住宅地での出没通報（柿の被害）を受け設置した箱わなでの捕獲や、11月に発生した人身被害の加害個体の捕獲を行うことができた。今後も継続して事業を実施し、被害低減効果を評価していく。</p> <p>一方、本事業では、銃及び箱わなともに当初予定の捕獲作業量を超えて捕獲を実施したが、目標頭数の捕獲には至らなかった。主に、堅果類の豊凶状況や冬眠により秋以降の出没が少なかったこと、事業実施期間中の豪雪で積雪が多く出猟できない期間があったことが要因と考えられる。</p> <p>令和6年度は年度途中にツキノワグマが指定管理鳥獣対策事業の対象となったため、事業開始が11月となったが、次年度は、これまでの堅果類の豊凶状況の変動傾向から、令和7年度は特にブナの凶作・不作が予想されることから、秋季以前からの対策強化を行うため、事業開始時期を早めて期間を長く設けるとともに、捕獲作業量の改善の検討、本事業の捕獲状況等を踏まえた実施時期や実施場所に合わせた効果の高い捕獲手法の選定を行い、捕獲コストを意識しつつ、目標達成につなげることが重要である。</p>

■ 特定鳥獣保護・管理計画の目標に対する、本事業の寄与状況について

	モニタリング項目・方法
特定鳥獣保護・管理計画の目標	<p>第三期新潟県ツキノワグマ管理計画では、ツキノワグマの管理目標として以下のとおり定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ツキノワグマによる人身被害の防止及び農林業被害の低減 <ul style="list-style-type: none"> ・人身被害について、発生を防止する。 ・農林業被害について、現状より低減させる。 ○ 地域個体群の安定的な維持を図りつつ、生息数を適正な水準に管理し、その生息域を適正な範囲に縮小 <ul style="list-style-type: none"> ・生息数水準について、現状の推定生息数を概ね維持する。
寄与状況の評価	<p>第三期新潟県ツキノワグマ管理計画では、人とツキノワグマの軋轢の軽減に向けて、個体群管理を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲等を実施することとしている。</p> <p>令和6年度は、指定管理鳥獣対策事業により9頭のツキノワグマを捕獲し、これは、令和6年度のツキノワグマ全捕獲数（240頭）の約3.8%であり、指定管理鳥獣対策事業による捕獲数が占める割合は限定的であるものの、ツキノワグマによる人身被害の防止などの管理目標を踏まえ、ツキノワグマの出没状況や人身被害の発生状況に応じた計画的な捕獲を引き続き進めていくことが重要である。</p>